

金融商品取引所上場銘柄のP T Sにおける売買状況等

<統計の目的>

広く一般の皆様取引所外取引におけるP T Sでの売買等の状況等をご理解いただく参考資料として、金融商品取引所上場銘柄のP T Sにおける売買状況等の推移について、月次及び年次で公表しています。また、P T Sにおける信用取引の開始に伴い、2019年9月公表分からP T Sにおける現金信用別売買状況等の推移について、月次及び年次で公表しています。

<用語の定義>

「金融商品取引所上場銘柄」とは、国内の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場に上場されている有価証券をいい、この売買状況では、内国法人の発行する株券を対象としています。

「取引所取引」とは、国内の取引所金融商品市場における当該株券の売買をいいます。

「取引所外取引」とは、会員が行う取引所金融商品市場外での当該株券の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をいいます。

「P T Sでの売買等」とは、取引所外取引のうち、会員が金融商品取引法の規定による認可を受けて行う私設取引システム（P T S）運営業務（※1）により成立させるものをいいます（※2）。

※1 有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理であって、電子情報処理組織を利用して同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として一定の売買価格の決定方法又はこれに類似する方法により行うものをいいます。

※2 P T Sでの売買等には、当該株券以外の有価証券の売買等も含まれています。

「P T Sにおける信用取引」とは、信用取引のうち、P T S運営業務により成立させるものをいいます。

<作成方法>

P T S運営業務を行う会員及び取引所外取引を行う会員からの報告に基づき、売買株数及び売買代金等を集計しています。

なお、「P T Sにおける現金信用別月間売買状況」においては、現金取引の売買株数及び売買代金は、売り方が現金取引であるものと買い方が現金取引であるものの合計となっており、信用取引の売買株数及び売買代金は、売り方が信用取引であるものと買い方が信用取引であるものの合計となっています。このように、往復計算を行っているため、現金取引と信用取引との総合計は、出来高（売買株数・売買代金）の2倍となっています。

取引所取引の状況については、株式会社東京証券取引所が作成・公表する統計月報におけ

る数値を引用しています。

＜利用上の注意＞

売買株数は百万株単位、売買代金は百万円単位で表示し、表示単位未満を切り捨てています。また、割合は-%単位で表示し、表示単位未満を四捨五入しています。ただし、表示単位未満であっても、小数点第四位まで表示されている場合があります。

＜公表時期＞

原則として、毎月 21 日（休業日の場合は繰り下げます。）に、本協会ホームページにて前月分（毎年 1 月 21 日は前年分を含みます。）を公表いたします。

＜お問い合わせ先＞

エクイティ市場部（Tel：03－6665－6770）

この解説資料は、本協会が提供している統計情報を一般の皆様が利用するに当たり、統計情報に用いられている用語等について理解を進めるための一助として分かりやすく説明したものであり、必ずしも法令・諸規則等における定義等に基づくものではありません